

<上水道事業>

財政再建が完遂しました

本市の上水道事業は、昭和30年10月1日から建設に着工し、昭和35年3月末に完成したものです。

水道事業開始後、順調な運営がなされてきましたが、昭和40年度末に諸般の事情によって相当の赤字財政になり、当期末において9,855万円の多額な不良債務を背負い、水道事業も最大のピンチを迎えるました。

そのため、地方公営企業法施行令第33条で準用される地方財政再建促進特別措置法の規定により、昭和42年、自治大臣から財政再建計画の承認を得、昭和41年度から48年度までの8年間にわたって不良債務の解消に努力してきたところです。

その結果、解消目標年度の昭48年度において、その不良債務を完全に解消したほか、約2,088万5,000円の剰余を計上して再建計画を完了したのですが、この間、この再建にご協力いただいた市民各位をはじめ、市議会、水道使用者の皆さんに対して厚くお礼を申し上げます。

不良債務
解消の経緯

■財政再建の基本方針

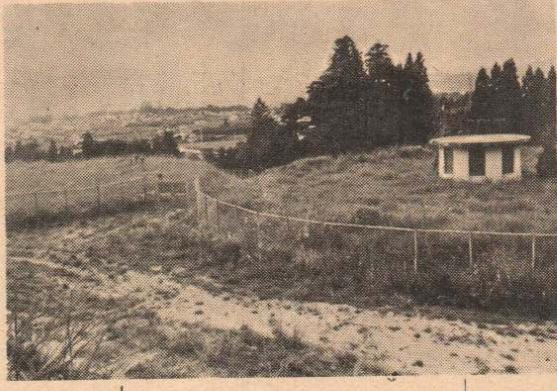
昭和40年末における不良債務9,855万3,000円の発生により、まず、財政再建債9,700万円の特別融資を受けながら、料金改訂の実施・事業規模の適正化を行なうことを基本方針とした。

■具体的な措置

①収入の増加に関する事項

◆41年度に料金收入の増加をはかるため、口経別基本料金制に改め約70%の増収をはかった。

- ◆44年度に再度料金を改訂し、約50%の増収をはかった。
- ◆受託工事の単価合理化を実施して、自己負担の生じないようにした。
- ◆不感量水器の修理を積極的に行い、収益の増加をはかった。



②支出の節減に関する事項

- ◆職員の対応能力による適正配置を行い、人件費の節減をはかった。
- ◆集金と検針業務は、民間委託とし、職員増加を抑制することとした。

◆事業改善については、前から実施していたが、更に合理化をはかるため、調定告知書作成等は民間の電子計算センターに委託契約したほか、料金徴収についても銀行の口座振替制を実施するなどして経費の節減をはかった。

◆44年10月水源浄水場の管理を民間人に委託し、浄水場の勤務者2名を本庁に勤務させ、業務量の増大に伴う職員の増を抑制した。

■一般会計繰入れに関する事項
営業収支の赤字補てんのための期間外

長根山の配水池

<木道課>(課長・田中晴一)

■業務係

- ◆水道事業の経営、企画および調査に関すること
- ◆水道事業財産の取得、設置、管理および処分に関すること
- ◆水道料金その他水道事業にかかる収入の調定および徴収に関すること
- ◆予算および出納に関すること
- ◆契約に関すること
- ◆職員の任免、分限、懲戒その他身分に関すること
- ◆職員の給与、勤務時間その他の労働条件に関すること
- ◆職員の出張命令に関すること



- ◆職員の研修および福利厚生に関すること
- ◆市町村職員共済組合、その他の社会保険に関すること

- ◆職員の労働組合に関すること
- ◆規程等の公布、編さんおよび整理に関すること
- ◆公印の制定および保管に関すること
- ◆文書の收受、発送および整理保存に関すること
- ◆図書、法規類集および官報等の整理保存に関すること

■工務係

- ◆水道施設の調査および工事に関すること
- ◆水源地施設、配水池施設および配水管等の管理に関すること
- ◆工事用材料、器具および量水器の検査修理に関すること
- ◆指定水道工事業者の施工する工事の監督および材料検定に関すること
- ◆水質の保持に関すること

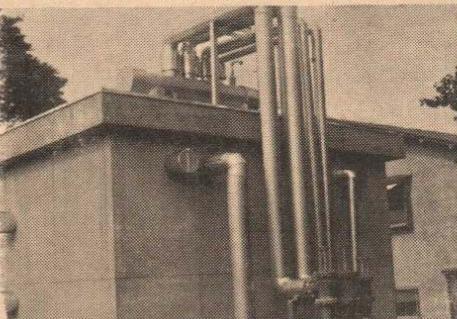
選舉
閱

場所・選舉管理委員会事務局

大滝温泉集中管理施設が完成

5月15日から工事に着手していた大滝温泉集中管理施設工事が7月いっぱいまで完成し、8月8日に竣工式がおこなわれました。

今までの施設では、老朽化が著しく、



湯のムダが多かったことから市が5,475万円をかけて完成させたものです。主な施設として40tの貯湯槽が1基、電気室21m²、ポンプ1.5KW1基と2KW1基のほか、本管には特殊なパイプを使用しており(総延長2,028m)、旅館保養所25軒・共同浴場7軒・一般自家用43軒・計75軒に給湯しております。

大滝温泉では、この施設の完成で湯の不足の心配もなくまた観光客には不便をかけることがなくなったと、この集中管理施設の完成を喜んでいます。

(写真) 完成した40tの貯湯槽

老人医療費
受給者証

更新申請書は早めに!

7月1日からの老人医療費受給者証の対象者の皆さんに更新申請書を送付いたしましたが、まだ提出されてないかたは早めに提出してください。

申請書を提出されない場合は、老人医療費の支給を受けることができません。

※新たに老人医療費支給制度の適用を受けるかた(70才の誕生日の月の初日

から適用になります。)についても適用される前の月より申請を受けられますが、早めに福祉事務所へ手続きをしてください。

<老人医療費受給者証>

◆新しい「老人医療費受給者証」(黄色)および「老人医療費請求書」を健康保険証と一緒に持ついかないと、お金を払わなければなりません。

◆国民健康保険の方は、「老人医療費請求書」はいりません。

◆「老人医療費請求書」は、医者にかかる月の初日に、1枚持っていくこと。

◆今までの青色のカードは使用できません。

プロジェクトチーム発足!

旧二井田ビート跡地の開発をすすめるため「大館・拠点工業団地造成推進プロジェクトチーム」が結成されました。スタッフは、班長に斎藤稔(商工観光課長)班員には佐藤賀二(企画室補佐)山本礼治(管財課補佐)田村金之(商工観光課主任)の4人で構成され、商工観光課内に来年8月14日までの1年間設置されることになりました。

プロジェクトチームとは

新規特定の解決すべき問題(設備投資の設定)を処理するために作られた組織。また、問題に応じて、それに最も適した人員・能力をその問題解決のために結集し、集中的に処理する。

このようにして作られたのが、プロジェクトチームです。

~医療費が3万円を超えると~

高額療養費を支給

<高額療養費とは?>

国保の加入者が、病院、診療所の窓口で支払った医療費が1カ月に3万円を超えた場合に医療費を国民健康保険で負担する制度です。

<支給対象となる医療費とは?>

保険診療分だけで、差額ベット料や本

人が頼んだ付き添い看護料、歯科で認められる差額徴収など保険診療以外のものは対象になりません。

<高額療養費の支給時期は?>

病院、診療所からの請求書と照合しなければならないので支払いは診療を受けた月から2カ月後になります。

※なおくわしいことは厚生課国保係へお

たずねください(42)-1212

内線240